

# 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱

制定 平成17年3月15日 福子地第 525 号（本部長決裁）

最近改正 平成27年4月1日 こ子第72号（局長決裁）

## （目的）

第1条 この要綱は、横浜市内の認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）及び保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいう。以下同じ。）が行う横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、子育て中の保護者の抱える子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的とする。

## （対象者）

第2条 本事業の対象者は、原則として、就学前児童とその保護者とし、現に認定こども園及び保育所に在園する児童とその保護者は含まない。

## （事業内容）

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 育児相談
- (2) 育児講座
- (3) 交流保育
- (4) 施設の地域開放
- (5) 子育てに関する情報提供
- (6) 子育てサークル活動等の育成、支援
- (7) その他育児支援に関すること

## （定義）

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

### (1) 子育てひろば

前条各号に定める事業の全部又は一部を実施する市立保育所（横浜市保育所条例（昭和26年3月市条例第7号）に定める保育所をいう。以下同じ。）及び前条各号に定める事業の全部又は一部を横浜市からの補助を受けて実施する認定こども園、及び私立保育所

### (2) 育児支援センター園

前号に規定する子育てひろばのうち、前条各号に定める事業の全部を実施する市立保育所（横浜市保育所条例（昭和26年3月市条例第7号）第5条の指定管理者の指定に係る保育所を除く。以下同じ。）

### (3) 私立常設園

第1号に規定する子育てひろばのうち、前条各号に定める事業の全部を実施する認定こども園及び私立保育所

2 前項第1号の補助に係る手続き等については、別に定める。

(育児支援センター園)

第5条 育児支援センター園は、区長が、所管する区の市立保育所の中から指定するものとする。

2 育児支援センター園の指定に係る手続については、別に定める。

(私立常設園)

第6条 私立常設園は、区長が、当該区に所在する認定こども園及び私立保育所の中から指定するものとする。

2 私立常設園の指定に係る手続については、別に定める。

(育児支援センター園及び私立常設園以外の園)

第7条 育児支援センター園以外の市立保育所は、第3条各号に定める事業のうち同条第5号及び第6号の事業を除く全ての事業を行う。

2 第4条第1項第1号に定める子育てひろばのうち、私立常設園以外の認定こども園及び私立保育所は、第3条各号に定める事業のうち同条第2号から第4号までの事業を行う。

(専任従事者)

第8条 育児支援センター園及び私立常設園は、次の各号に定めるとおり本事業の専任従事者を置かなければならない。

(1) 育児支援センター園

ア 嘱託の担当保育士（以下「担当保育士」という。） 1人

イ 専任従事者 1人

(2) 私立常設園

専任従事者 2人

2 担当保育士は、当該センター園が所在する区内の市立保育所における本事業の実施を支援する。

3 担当保育士は、子ども・家庭支援相談事業実施要綱（平成9年9月19日制定、衛健第309号）及び子ども・家庭支援相談事業実施要領（平成9年9月26日制定、衛健第405号）に定める業務に従事する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、こども青少年局長が別に定める。

附 則（平成17年3月15日制定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(地域育児支援事業実施要綱及び同実施要領並びに横浜市保育所地域活動事業実施要綱の廃止)

2 地域育児支援事業実施要綱及び同実施要領（いずれも平成9年9月30日制定）並びに横浜市保育所地域活動事業実施要綱（平成元年10月27日制定）は、この要綱の施行をもって廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行以前に、横浜市保育所地域活動事業実施要綱に基づき行った補助金の支

弁に係る手続については、同要綱の規定に基づき行う。

附 則（平成18年 3 月31日制定）

（施行期日）

この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月 1 日制定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前に、従前の要綱に基づき補助金を交付した事業については、従前の要綱の規定による。

附 則（平成20年 8 月 1 日制定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年 8 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の改正以前に、従前の要綱に基づき行った委託又は補助の手続きについては、従前の要綱の規定による。

附 則（平成22年 3 月 1 日制定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の改正以前に、従前の要綱に基づき行った委託又は補助の手続きについては、従前の要綱の規定による。

附 則（平成27年 4 月 1 日制定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、現に事業を実施している私立常設園への第 8 条第 1 項第 2 号の適用については、当分の間、「専任従事者 1 人」とすることができる。